

新しい経済ステージ

賃上げの促進 / 価格転嫁対策

内閣官房

公正取引委員会

厚生労働省

経済産業省

国土交通省

- 価格転嫁対策を強化するため、独占禁止法・下請法を執行強化、下請法改正を検討。
- 賃上げに向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※1を周知徹底。指針別添の交渉用フォーマットについて、業種の特性に応じた展開・活用を促す。
- 標準労務費※2や標準的運賃※3の活用を徹底。
- 医療・介護・障害福祉サービスの持続的な賃上げに向けた取組を進める。

現状・課題

- 賃上げの定着のためには、中小企業の賃上げが必要。
- 原材料費やエネルギーコストに比べ、労務費の価格転嫁が困難な実態。その価格転嫁が重要。
- 長期のデフレにより低物価・低賃金・低成長の「コストカット型経済」が社会通念化、適正な価格転嫁を阻害。

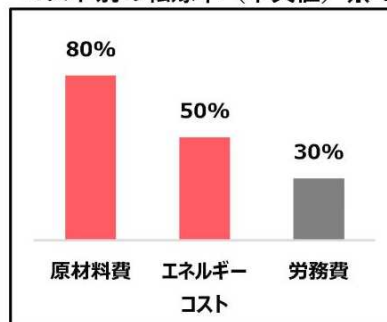
※足下の日本経済の状況

日経平均株価 : 最高値更新 (35年ぶり)
春季労使交渉賃上げ率 : 5.08%の賃上げ (33年ぶり)
設備投資額 : 100兆円超 (最高水準)

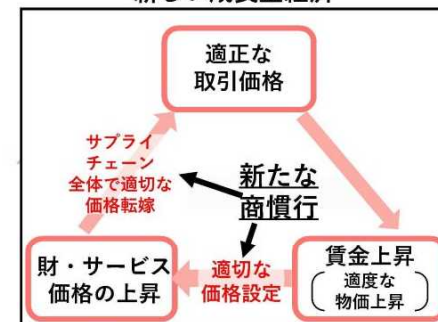
目指す姿

- 現在の日本経済は、株価、賃上げ、設備投資が高水準。「新しい成長型経済」に移行するチャンス。
- サプライチェーン全体で適正な価格転嫁と製品・サービス価格の設定が行われる商慣行を定着。中小企業の賃上げの原資を確保。

コスト別の転嫁率 (中央値) ※4



新しい成長型経済



労務費転嫁指針別添交渉用フォーマット (抄・一部加工)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会) 別添

内訳

- 1 原材料価格 (素材費、部品購入費等)

(例)

	単価	数量	金額	(備考) 旧単価 (円) / 単価上昇率 (%)
材料・品番				
.....				
小計	円			

- 2 エネルギーコスト (電気代、ガス代、ガソリン代等)

- 3 労務費 (定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

※1 内閣官房、公正取引委員会で策定 (2023年11月29日)

※2 建設業の適正な労務費を示すもので、労務費の確保・行き渡りを図り、労働者の処遇改善を促進するもの。

※3 トラック運送事業者がドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を算出し、荷主等との運賃交渉を臨むに当たっての参考指標。

※4 図は、2023年12月公正取引委員会による特別調査の結果。転嫁率とは、価格転嫁の要請額に対する、実際に引き上げられた金額の割合。

II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

(1) 労務費等の価格転嫁の推進

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽くしてきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022年12月時点で69.2%であったが、2024年2月時点で75.0%に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの(15.9%→12.7%)、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含め検討を進める。

(中略)

③下請代金法違反行為への厳正な対処

下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。